請書(工事)

下記の事項を確実に履行することを誓約して、お請けいたします。

記 1 工事名 2 施工場所 佐野市 町 3 請負代金額 金 円 □課税業者(内取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円) □免税業者(消費税及び地方消費税の額 4 工 年 月 日から 期 年 月 日まで 設計図書のとおり 5 内 容 年 月 日 佐 野 市 長 様

住 所

代表者名

囙

受注者 商号又は名称

収入印紙

(総則)

- (駅) 条 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの約款(以下「請書」という。)並びに設計図書(設計書、図面、 上様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守する。 受注者は、請書記載の工事を工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとする。 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)について は、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 請書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 第1条 仕様書、
- は、
- (権利義務の譲渡等)
- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 、 旧るは入ば、1中「祖具の宗正) **第3条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工 事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (特許権等の使用)
- 第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 (監督員)
- 第5条 発注者は、監督員を正も同様とする。 (工事材料の品質及び検査等) 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したとき
- 第6条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 行にめっては、中等の品質を有するものとする。 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきもの と指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当 該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定 を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)
- 第7条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、 当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責 に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り工期若しくは請求代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (条件を欠号) 第8条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに 監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 設計図書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確で通水等の比較、拡工上の制約等記計図書に示された自然的又は上海的な拡工を供上

 -)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しないこと。

い。 (設計図書の変更)

- 第9条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工事の中止)
- (工事の中止) **第10条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒 乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等 に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注 者は直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 (受注者の請求による工期の延長) **第11冬** 受注者は、天候の不良。天災その他やむを得ない事由により工期内に工事を完成することができないと

- 第11条 受注者は、天候の不良、天災その他やむを得ない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (価格等の変動に基づく請負代金額の変更) 第12条 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変 更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更はしないものとする。 (一般的損害)
- 第13条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。 (第三者に及ぼした損害)
- 第14条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 だし、その損害の (検査及び引渡し)
- 第15条 受注者は、
- 5条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設

1

計図書の定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的のもまい、限度破壊して検査することができる。 (請負代金の支払い)

- 第16条 受注者は検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなけれ ばならない。
- 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (瑕疵担保)
- (現場) 日本 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、目的物引き渡しの日から1年間は、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合はこの期間を2年間とする。なお、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費人に対するときなが、 第17条 (履行遅滞の場合における損害金等)
- 第18条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、 損害金の支払いを受注者に請求することができる。 (発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込

みが明らかにないと認められるとき。
(3) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと 認められるとき。 (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

 イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 ト 受達者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を 違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (談合その他の不正行為に係る発注者の解除権) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。また、発注者は、受注者が発注者を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときも、この契約を解除することができる。
- (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。 (2)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。 (3)受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判

- 決が確定したとき。 (4)受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第 96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- (賠償金等の徴収) 第21条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、 受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息 を付した額を支払わなければならない。
- 2 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。 3 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。 (あっせん又は調停)
- (809) E んくは調停) 「22条 この約款の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに 発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場 合には、発注者及び受注者は、建設業法による栃木県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又 は調停によりその解決を図る。 (仲裁)
- **第23条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 (補則)

2

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。